

議案第15号

調布市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

子ども・子育て会議の所掌事務を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

調布市子ども・子育て会議条例（平成25年調布市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（所掌事務）

第3条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務について処理するものとする。

- (1) 調布っ子すこやかプラン（調布市子ども条例（平成17年調布市条例第2号）を基本理念として策定する子ども・子育てに関する総合計画をいう。）に関する事項について調査審議すること。
- (2) 法第72条第1項各号に掲げる事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務

第4条第1号中「3人以内」を削り、同条第2号中「4人以内」を削り、同条第3号中「5人以内」を削り、同条第4号中「8人以内」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。